## 〇 女性活躍推進法第24条に基づく公共調達に関する取組状況(令和6年度未設定事業)調べ

所管府省名	ヌ厚生労働省
独立行政法人等名	143 特殊法人 日本年金機構

(別紙様式6)

ヌ厚生労働省

143 特殊法人 日本年金機構

2 事由別未設定調達規模(⑥) 単位:件、円

	一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一		
事由	件数	金額	
未設定調達規模計	8	221,024,454	
チェック欄			
a スケジュールに基づき、令和7年度中に評価項目を設定する事業			
b スケジュールに基づき、令和8年度以降に評価項目を設定する事業			
c 取組開始前に設定された長期継続契約等に基づく事業			
d 環境配慮契約法に基づく自動車の購入又は賃貸借	8	221,024,454	
e ワーク・ライフ・バランス等推進企業となりえない者のみを契約対象とする事業			
※地方公共団体のみを対象とするものや、個人事業主ではない個人のみを対象とする事業等			
f その他			

→未設定調達規模計が別紙様式5と一致しない場合は「エラー」と自動表示されます。

「f その他」に該当する事業の内訳

単位:件、円

事業名		金額	評価項目を個別具体 的に規定する法令又 は閣議決定の有無	該当理由 ※ 具体的に記述	
合計 チェック欄	0	0			

※スケジュールに基づき、令和7年度または令和8年度以降に設定することを予定しているものは事由a~bに該当。

※欄が不足する場合は、適宜追加してください。

## (参考:ワーク・ライフ・バランス等推進企業)

- ①女性活躍推進法に基づく認定(えるぼし、プラチナえるぼし認定)を受けた企業(労働時間に関する基準を満たすものに限る。)
- ②次世代育成支援対策推進法に基づく認定(くるみん、トライくるみん、プラチナくるみん認定)を受けた企業
- ③若者雇用促進法に基づく認定(ユースエール認定)を受けた企業
- ④女性活躍推進法第8条に基づく一般事業主行動計画(計画期間が満了していないものに限る。)を策定した企業(常時雇用する労働者の数が100人以下のものに限る。)